

転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会
検討事項の中間整理

令和4年9月27日

1 検討会の趣旨・目的、開催状況等

(1) 検討会の趣旨・目的

国は、第三次産業における労働災害防止対策を第13次労働災害防止計画における重点事項の1つに位置付け、その推進を図ってきたところであるが、計画期間中を通して労働災害は増加しており、特に増加が顕著な小売業や介護施設等を中心に、その対策の見直しが喫緊の課題となっている。中でも大きく増加している「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった作業行動に起因する災害については、骨折や後遺症を伴う重大なものが散見される、対策が重要な災害である一方、その発生メカニズムは労働者の個人要因の影響も大きいため、従来型の災害と同様の対策では、十分な成果を挙げることができていない状態にある。このため、関係者や有識者の参画を得て、転倒防止・腰痛予防対策の在り方及び具体的な対策の方針について、規制の見直しも念頭に置いた検討を行うこととする。

(2) 検討会構成員（○：座長）

新井 貞男	医療法人社団緑生会あらい整形外科院長
井上 智博	日本商工会議所・東京商工会議所産業政策第二部調査役
今村 文典	公益社団法人日本介護福祉士会副会長
小澤 信夫	一般社団法人全国スーパーマーケット協会調査役(青森中央学院大学大学院客員教授)
河津 雄一郎	株式会社平和堂統括産業医
桑原 正廣	日本チェーンストア協会労働委員会委員
小菅 元生	日本労働組合総連合会労働法制局局长
島田 行恭	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所リスク管理研究グループ部長
鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長
○高田 礼子	聖マリアンナ医科大学主任教授
津下 一代	女子栄養大学特任教授
信澤 真由美	公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護人材対策委員会委員
山崎 茂治	UA ゼンセン総合サービス部門執行委員

(3) これまでの開催状況

- 第1回 令和4年5月13日(金)
- 第2回 令和4年6月13日(月)
- 第3回 令和4年7月29日(金)
- 第4回 令和4年8月30日(火)

2 これまでの検討結果

以下の取組について、次期労働災害防止計画の内容として位置付けて進めていくべきである。ただし、(3)ア及び(4)アについては、その在り方等について本検討会において引き続き検討を行うこととする。

(1) エビデンスに基づいた対策の推進

転倒・腰痛等の予防対策の基礎となる課題やニーズを的確に把握し、エビデンスに基づいた対策の推進のため以下の取組が必要である。

ア 労働災害統計の基となる労働者死傷病報告（以下「報告」という。）について、デジタル技術の活用により、災害が発生した状況、要因等の把握が容易となるよう見直すべき。具体的には、スマートフォン等でも「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から直接、電子申請が可能となるよう必要なシステム改修を行うことにより、報告は原則として電子申請とし、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進すべき。

イ 厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携の下に、上記アによって収集した情報の分析や、転倒や腰痛の発生・予防と密接に関係がある分野の研究者との連携も含め、必要な体制を構築した上で、転倒・腰痛の減少を目的とする調査・研究を総合的に推進していくべき。

ウ 「労働安全衛生調査」等も活用して、報告のみでは収集できない情報（事業場における取組、労働者の意識に係る情報等対策に必要な情報）も収集・分析していくべき。

(2) 安全衛生教育の在り方、関係者の意識改革

小売業や介護施設をはじめとした第三次産業では、人手不足により業務多忙が常態化していること、顧客や利用者への対応が最優先とされる慣習があること等から、労働者への雇入時教育等の安全衛生教育が適切に実施されているとはいえない実態がある。また、転倒や腰痛は、重篤な災害ではないという思い込みの広がりや、日常生活でも発生し得る災害であることから、事業者や労働者が職場の問題として対策に取り組む必要性の認識が低い傾向にあるため、事業者や労働者の意識改革を図り、取組の動機付けとなるよう、以下の取組が必要である。

ア 労働者への雇入時教育等の安全衛生教育やその責任者への教育については、一定時間の座学等の既存の手法にとらわれず、教育内容をモジュール化して短時間の動画にして、アプリ等も活用して短時間で効率的・効果的に教育を行うことができる方法を提示するなど、業界の実態や就業者の特性も踏まえたものにしていくべき。なお、新たな教育ツール等の作成に当たっては、行政においてこれまでに様々なツールを作っているものの活用されていない理由（業種 mismatches 等も含む）も分析した上で作成する必要がある。

イ 転倒・腰痛災害による経済的損失等の「見える化」を図り、企業や業界にとって経営上対処すべき課題であることとの認識が深まるよう取り組むべき。その際、労災保険の

情報を基に実休業日数等についても「見える化」を図るべき。

- ウ 単に転倒・腰痛等の労働災害の防止が事業者の責務であることにとどまらず、取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることも事業者に訴求していくべき。
- エ 「健康経営」等の関連施策と連携し、具体的取組メニューの提示と実践に向けた支援等を図ることにより、企業における転倒・腰痛対策の促進を図るべき。
- オ 取組が進むよう、ナッジの活用等行動経済学的手法を取り込んでいくべき。なお、労働基準監督署は指導だけでなく、企業の自主的な取組を支援する存在であるべき。

(3) 業種や業務の特性に応じた取組

転倒・腰痛等の防止のための具体的な手法等を定め、労使による取組を促進していくため、以下の取組が必要である。

- ア 転倒災害防止のため、転倒から被災に至るまでのメカニズムに着目し、それぞれの段階におけるリスクの見える化とそれを踏まえたハード・ソフト両面からの対策等、事業者が講ずべき具体的措置の手法を明示すべきである（労働安全衛生法第24条に基づき、労働者の作業行動に起因する災害の防止を事業者に義務付けている一方、具体的な内容について厚生労働省令で示されていないという点や、労働安全衛生規則第544条に基づき、作業場の床面については「つまずき、すべり等の危険のないもの」とすることが規定されているが具体的な内容までは示されていない点なども踏まえ、その具体的方法については、本検討会において引き続き検討する。）。
- イ 転倒・腰痛災害防止のため、事業者が労働災害防止対策に取り組む必要性や意義の説明に加えて、小売業や介護施設をはじめとする第三次産業において取組が進んでいない基本的対策を、業界の実態に応じ、事業者及び労働者が理解して取り組める形（例えばチェックリスト等）でとりまとめて周知することで、取組の定着を図っていくべき。
- ウ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策については、積極的に普及を図るべき。
- エ 腰痛予防のため、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育等の取り組むべき対策を示した職場における腰痛予防対策指針があるが、効果的な対策を講ずるために、腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、事業者や研究者の協力を得つつ発生要因をより詳細に分析し、効果が見込まれ、かつ実行性がある対策を選定すべき。あわせて、事業者等の協力を得つつ実証的な取組を行い、効果が得られた対策を積極的に周知・普及していくべき。
- オ 転倒防止のため、滑りやつまずき等を防ぐよう、まずは段差の解消や清掃などの基本的な取組を徹底した上で、既存の技術で開発が可能なものにもかかわらず第三次産業向けの開発が進んでいない器具や設備等の開発促進・普及を図るべき。あわせて、転倒・腰痛予防に資する新たな技術・テクノロジーについても調査し、職場での普及を図っていくべき。

(4) 職場における対策の実施体制の強化

小売業や介護施設においては一般に、必ずしも店舗や施設といった事業場単位で安全衛生管理を行う環境が整っていないことや、シフト制により業務に従事する労働者が多い実態等を踏まえ、実効ある安全衛生管理の確保のため、以下の取組が必要である。

ア 現行の安全・衛生委員会等に加えて現場の労働者の声をより反映しやすくする補完的な取組や、企業全体として安全衛生水準を向上させようという事業者を後押しするため、安全・衛生委員会の設置義務のない事業場の安全衛生管理の在り方について検討すべき（本検討会において引き続き検討する。）。

イ 職場における対策の効果的な推進のため、労働局における「+Safe (SAFE) 協議会」の枠組により自治体の健康増進事業等と連携した取組を推進すべき。あわせて、自治体によっては「ノーリフトケア」等に取り組む介護施設等優良事業場を公表し、安全衛生水準の底上げを図ることで人材の確保につながっているところがあるため、そのような好事例の展開を図るべき。

(5) 労働者の健康づくり等

転倒災害や腰痛などの労働災害は、事業者が適切な作業環境を確保し、適切な作業方法を定めることにより、その発生リスクを低減させることが第一であることはいうまでもないが、これらの災害は、加齢による筋力低下や認知機能の低下、焦りや注意力の欠如等個々の労働者の心身の状況が大きく影響しており、労働者ひとり一人が事業場における取組や地域における取組も活用しながら心身の健康の維持・向上に努めていくことが重要である。このため、国として以下取組を進めることも必要である。

ア 労働災害防止のため事業場において理学療法士等も活用して労働者の身体機能の維持改善を図ることは有用であり、国はそのための支援体制を拡充すべき。

イ 若年期から運動やスポーツを通じて筋肉量や持久力などを維持していくことが必要。このため、スポーツ庁（「Sport in Life プロジェクト」等）と連携してスポーツの習慣化を進めるべき。

ウ 労働者自身による健康状況の継続的な把握と、骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生に影響するリスクの「見える化」により労働者の健康づくりを促進すべき。その際、自治体・保険者等が提供する健康増進事業等の活用を促し、ヘルスリテラシーを高めるなどの方法も考えられる。

(6) 中小企業等事業者への支援

労働力の更なる高齢化を見据え、身体機能の低下を補う設備・装置の導入等について、中小企業等事業者を国が引き続き支援していくべき。